

# 基本財産取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、この法人の有する基本財産に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 基本財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第26条第3号に規定する公益目的保有財産に該当するものとする。

(運用)

第3条 基本財産の運用対象は、次のとおりとする。

- 一 金融機関への預貯金
- 二 国債、地方債及び政府保証債
- 三 貸付信託、金銭信託及び公社債投資信託

(運用益)

第4条 基本財産から生ずる運用益については、公益目的事業に使用するものとする。

(取崩)

第5条 基本財産は、原則として取り崩すことができない。

2 前項の規定にかかわらず、公益目的事業の遂行上やむを得ない場合には、総会の決議により、基本財産の全部または一部を取り崩すことができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和元年6月21日から施行する。